

# 横浜市介護事業者向け ハラスメント相談センター



利用者・家族等からのハラスメント行為でお困りの方は  
**ひとりで抱え込まずご相談ください!**

電話またはメールで相談できます

## 横浜市介護事業者向けハラスメント相談センター



**0120-880-021** (フリー  
ダイヤル)

お問合せフォーム  
はこちら



**お問合せフォーム**に相談内容を記載し、メールで相談できます。

URL : <https://wcan-media.com/yokohama-consultation-center1/>



受付日

**月曜日～金曜日**

(土、日、祝日及び12月29日～1月3日は除く)

受付時間

**9:00～17:00**

(メールは24時間受付、対応は9:00～17:00)

相談対象

横浜市内の介護事業所で働いている介護職員や管理者等

相談内容

介護サービスの利用者・家族等からのカスタマーハラスメントへの対応

## ・介護現場におけるハラスメントとは？・

次のような行為をハラスメントと定義しています。

### ① 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例　コップを投げつける／蹴られる／唾を吐く

### ② 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例　大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／  
「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

### ③ セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

例　必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする

(厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」 発行:株式会社 三菱総合研究所 から抜粋)

## ・相談できる内容・

困ったら  
まずは相談を!!

次のような行為を受けたら、すぐにご相談ください。

- ① 利用者・利用者家族等からの暴言・暴力等のハラスメント行為
- ② 利用者・家族等からの度を超えたクレーム行為
- ③ その他、介護サービスの提供を妨げる行為 等



## ・法律相談のご案内・

「横浜市介護事業者向けハラスメント相談センター」での相談の中で、法律相談が必要な場合には、弁護士による法律相談の窓口をご案内します。



相談方法 原則オンラインでの面談 相談時間 30分程度

## ・他の取組・

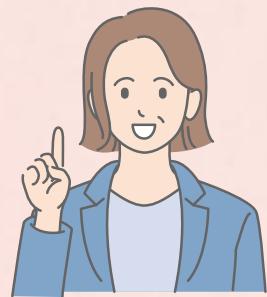


ハラスメント対策の知識や対応方法を学べる研修を実施します。

実施方法 オンデマンドでの配信を予定 ※受講方法等の詳細は、後日ご案内します。

例えば

このようなケースの際に  
ご相談ください！



CASE

1

訪問介護のサービスを提供しているが、  
利用者の息子さんからの暴言・暴力がひどい



ヘルパーが訪問介護のサービスを提供しているが、利用者に認知症があるため、時々食事を摂れないことがある。すると、息子さんから「ヘルパーなのに何で食べさせられないんだ。この役立たず！」と大声で怒鳴られ、物を投げてくる。利用者の状況を何度も説明しても、「そんなの関係ねエ」と聞かない。

など、暴言・暴力が酷く、担当ヘルパーは精神的に滅入ってしまい、怖がって訪問することができない。このままではサービス提供の継続が難しいと考え、契約の解除も考えている。

このように、ハラスメント行為を繰り返す人の対応を相談したい。

CASE

2

利用者の家族と  
トラブルになっているケース

訪問リハビリを実施してから数日後、利用者の長女から、

「母親がふとももの痛みを訴えている。体をもとに戻して、治療費も払ってもらいたい。」  
とクレーム電話。プラン通りのメニューを実施したと何度も説明をしたが、納得してもらえない。



その後も、一日に何回も謝罪と治療費の要求の電話がかかってきて、長時間対応しているが納得せず、「来週自宅に来い」と言われた。利用者の自宅へ訪問すると、何をされるかわからず怖い。

このように、度を超えたクレームを言ってくる人の対応を相談したい。

CASE

3

### 訪問看護サービスを提供している女性の夫からのセクハラに困っている

訪問看護を実施しているが、訪問する女性スタッフに対し、

「デートしよう」「今度食事に行かないか」などと何回も言い寄る。  
拒否しても、「会社に黙っていれば分からぬから大丈夫」など執拗に要求される。

その度に、やめて欲しいと何度もお願いしているが、改善されず困っている。訪問するスタッフを変更するにも、少ないスタッフで回しているので、調整ができない。

利用者の方は継続的なサービス提供が必要なため、契約を解除することは難しい。

このように、セクハラ行為を繰り返し、やめてもらえない場合の対応を相談したい。



ひとりで抱え込まず、  
困ったらまずは相談を!

ハラスメントに関する相談事案発生

ハラスメント相談センターに相談 (対応終了まで複数回相談ができます)

電話相談

0120-880-021

メール相談

お問合せフォーム▶



弁護士による法律相談

相談対応終了

横浜市 介護事業者向けハラスメント対策事業についての問い合わせ

横浜市健康福祉局介護事業指導課 電話／045-671-2356 メール／kf-jigyoshido@city.yokohama.jp

令和6年5月発行